

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(授業料等減免対象者の認定の申請をした者等に係る授業料の納付)			(認定等の申請をした者等に係る授業料の納付)		
第2条 条例第3条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。			第2条 条例第3条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。		
条例第3条第3項の申請をした者で同項に規定する授業料等減免対象者の認定（以下「 <u>授業料等減免対象者の認定</u> 」という。）を受けることができなかったもの	[略]	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「 <u>省令</u> 」という。） <u>第11条第7項</u> の規定による知事の通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内	条例第3条第3項の申請をした者で大学等における修学の支援に関する法律（令和元年 <u>法律第8号</u> 。以下「 <u>法</u> 」という。） <u>第4条第1項</u> の認定を受けることができなかったもの	[略]	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「 <u>省令</u> 」という。） <u>第11条第8項</u> の規定による知事の通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内
			条例第3条第3項の申請をした者で <u>法第6条第1項</u> に規定する <u>変更認定</u> を受けることができなかったもの	条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月の当該者が現に受けている授業料の減免の額と授業料の額との差額に相当する額の授業料	省令第11条第9項において準用する同条第8項の規定による知事の通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内
<u>授業料等減免対象者の認定</u> を受けた者で当該 <u>授業料等減免対象者の認定</u> に係る授業料の減	条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月の <u>授業料等減免</u>	省令第11条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日の	条例第3条第3項に規定する <u>認定等</u> （以下「 <u>認定等</u> 」という。）を受けた者で当該 <u>認定等</u>	条例第3条第3項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月の <u>認定等</u> に係る	省令第11条第6項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による

免の額が授業料の額より少なくなるもの	対象者の認定に係る授業料の減免の額と授業料の額との差額に相当する額の授業料	属する月の翌月の初日から起算して15日以内、省令第12条の規定による判定の結果の知事の通知又は省令第13条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日又は当該通知を受けた日以後の直近の条例第3条第1項各号に掲げる期間の末日のいずれか遅い日まで	に係る授業料の減免の額が授業料の額より少なくなるもの	授業料の減免の額と授業料の額との差額に相当する額の授業料	知事の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内、省令第12条の規定による判定の結果の知事の通知又は省令第13条第5項の規定による知事の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日又は当該通知を受けた日以後の直近の条例第3条第1項各号に掲げる期間の末日のいずれか遅い日まで
授業料等減免対象者の認定を受けた後授業料の減免の額に変更があった者	[略]		認定等を受けた後授業料の減免の額に変更があった者	[略]	
授業料等減免対象者の認定を受けた者で授業料等減免対象者の認定の効力が停止されたものの	[略]		認定等を受けた者で認定等の効力が停止されたものの	[略]	
(授業料等減免対象者の認定の申請をした者に係る入学科の納付)			(認定等の申請をした者に係る入学科の納付)		
第3条 条例第5条第3項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入学科について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。			第3条 条例第5条第3項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入学科について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。		
条例第5条第2項	[略]	省令第11条第7項	条例第5条第2項	[略]	省令第11条第8項

の申請をした者で <u>授業料等減免対象者の認定</u>を受けることができなかったもの		の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日以内	の申請をした者で <u>法第4条第1項の認定</u>を受けることができなかったもの		の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日以内
<u>授業料等減免対象者の認定</u>を受けた者で当該<u>授業料等減免対象者の認定</u>に係る入学料の減免の額が入学料の額より少なくなるもの	<u>授業料等減免対象者の認定</u>に係る入学料の減免の額と入学料の額との差額に相当する額の入学料	省令第11条第5項の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日以内	<u>条例第5条第2項</u>の申請をした者で<u>法第6条第1項</u>に規定する<u>変更認定</u>を受けることができなかったもの	当該者が現に受けている入学料の減免の額と入学料の額との差額に相当する額の入学料	省令第11条第9項において準用する同条第8項の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日以内
			認定等を受けた者で当該認定等に係る入学料の減免の額が入学料の額より少なくなるもの	認定等に係る入学料の減免の額と入学料の額との差額に相当する額の入学料	省令第11条第6項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による知事の通知を受けた日から起算して15日以内
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。